

淀川水系流域委員会 第1回住民参加部会

議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧ください)。

嘉田委員 田中真澄委員 塚本委員 松本委員

日時：平成15年2月24日(月)17:31~19:51

場所：大阪ガーデンパレス 2階 芙蓉の間

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは定刻になりましたので、只今から淀川水系流域委員会第1回住民参加部会を開催させていただきますと思います。

司会は、三菱総合研究所の新田が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は住民参加部会の第1回目ということです。先ほどの委員会で決定されましたように、住民参加部会の部長として、三田村委員にお願いすることになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

開催に先立ちまして、簡単ではありますが委員のご紹介をさせていただきます。皆さまのお手元に委員リストがあります。本日は向かって右側から五十音順で着席を頂いております。

まず、三田村委員の右隣の方、荻野委員です。続きまして嘉田委員です。川上委員です。小竹委員です。田中真澄委員です。そのお隣は塚本委員です。寺田委員です。畑委員です。向かって左奥の方ですが、藤井委員は本日ご欠席です。そのお隣は本多委員です。松本委員です。そのお隣は、本日急遽ご参加になりまして、リストの方の修正が間に合っておりませんが、村上委員です。山村委員です。米山委員です。以上が住民参加部会に所属されます委員の方々です。

本日は3名の方に他部会からご参加を頂いております。米山委員の隣が倉田委員です。山本委員です。松岡委員です。どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

河川管理者の方、前に座られている方だけを簡単にご紹介したいと思います。近畿地方整備局河川部水政課長井村様。そのお隣は村井様。河川情報管理官の高木様。淀川工事事務所長の宮本様。以上で委員の方々及び河川管理者の方を簡単にご紹介させていただきました。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の配付資料の確認です。本日は委員会資料と一緒にクリアホルダーの中に住民参加部会の資料を入れさせていただきます。本日の資料は、先ほどの委員会での資料も重複する部分がありますので、委員会の資料とあわせてご覧頂ければと思います。

まず、住民参加部会で新たに配付させていただきましたのは、議事次第と資料1「住民参加部会について」、参考資料1「住民意見の聴取・反映に関する提言」。こちらはワーキンググループの素案ということで、昨年11月1日にまとめたものです。それらが本日の資料です。

先ほどの委員会と同じように、関連資料を各テーブルに置いてあります。適宜ご参考にして頂ければと思います。議事録についても両側の方に置いてあります。

本日は一般傍聴の方々にもご発言の機会を設ける予定となっております。要領の方は先ほどの委員会と同じですので、「発言にあたってのお願い」をよくご覧頂きまして、短く簡潔にお願いいたします。

また、マイクにつきましても、先ほどと同様にマイクのボタンを押して、赤いランプがついてからお名前をまずおっしゃって頂きまして、続いて発言をよろしくお願いいたします。

本日は、当初は19時閉会の予定でしたが、開始が遅れた関係で、遅くとも19時半までに

は終わりたいと思いますので、審議の方のご協力をよろしくお願いいたしたいと思います。

それでは審議に移りたいと思いますが、まず冒頭に、部会長をして頂きます三田村委員の方からごあいさつを一言お願いしたいと思います。三田村委員、よろしくお願いします。

三田村部会長

座って失礼いたします。部会長をお引き受けすることになってしまったのですけれども、私は適任ではないのです。一般意見聴取ワーキンググループの時も、耳が悪いから勘弁して下さいと言いました。部会長代理の方が主役になって頂けるということでしたので、お引き受けすることになりました。

住民参加という部分においては、専門の方はあまりいらっしゃらないかもしれませんが、私が関われると思いますのは、環境教育、特に学校教育の中での環境学習をいかに進めていくべきかということところです。全体的に一般住民の方のご意見をこの組織の中でどのように反映させていくべきかということについては、答えを持っておりません。これからますます重要になってくると思いますので、よりよい住民意見の聴取方法をつくっていければと思っています。そういう意味では、全員でこの部会をつくっていくのだと思って頂ければありがたいと思います。できましたら皆さま方に助けて頂きたいと思います。

早速ですけれども、部会長代理の選出に移りたいと思います。私の希望といたしましては、この部会ではできるだけ住民と関わってらっしゃる方に代理をやって頂ければありがたいなと思います。どなたかご推薦頂けませんか。或いは、私がやるという方いらっしゃいますか。

米山委員

住民と関わっておられるという方でご推薦したいと思いますが、嘉田委員にお願いします。

塚本委員

私も賛成です。これからはやはり女性の感覚が大事だと思いますので、嘉田委員を推薦させて頂きます。

川上委員

私も同じ意見で、嘉田委員にお願いしたいと思います。

三田村部会長

嘉田委員、お願いできますか。

嘉田委員

欠席が多くなると思います。競合する仕事が多いものですから、予想してなかったのど

うしょうかと思っているのです。ただ、本来的にはとても気にしている分野ではありませんし、何らかのお力になればとは思っております。どうでしょうか、三田村委員の方のご判断を頂けますか。

三田村部会長

よろしければ、お願いしたいと思います。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

[省略：資料1の説明]

三田村部会長

どうもありがとうございました。今後私どもがやっていかなければならないことが多々あるかと思えます。資料1の2ページの2の「(2)今後の検討課題」のところにあるのが、当面の私たちの宿題だろうと思えます。

まず、私たちが一般意見ワーキンググループでも実現できなかった部分があります。それを提言の4-7、8、9にまとめた以外の部分と、7、8、9は重なってもよろしいかと思うのですけれども、別冊としてまとめる提言をいかに作成していけばよいのか、ご意見を頂きたいと思えます。よろしく願いいたします。

塚本委員

運営会議に、三田村委員がどうしても出られないということもおありだと思えるのですけれども、そういう時に代理の方と一緒に参加できるような仕組みが必要ではないかと思えます。

もう1つは、ここに意見聴取というのがありますよね。これですっと進めてきたのですが、実は住民参加というのは、またこれも含むもう1つ実態のあるものになると思えますね。その辺のところはいかがでしょうか。

三田村部会長

サブ組織でもつくってそういうことが検討できればと思えます。

塚本委員のご意見に対して、何かよいアイデアとかをお持ちの委員がありましたらどうぞ願います。

寺田委員

塚本委員が言われた第1の点は運営会議で決まっております、運営会議のメンバーは部会長、部会長が出られない時は部会長代理が出るということで決まっています。これは、メンバーが従来よりも倍増しましたので、そういうことに決まっています。各部会から部会長と部会長代理のお2人とも出ますと、大変な数になってしまって、具体的な運営会議の検討

がしにくいということから、どちらか一方が参加するということに決まったので、その点は部会長と部会長代理で連携してやって頂いたらどうかと思います。

それから、第2の点にも関係するのですが、この部会として、住民参加という言葉を使いながらも、全く異質なことが2つ入っているわけです。1つは、この資料1の2ページにも出ていますように、まず時間的にいって、先に取り組まなくてはならない問題がこの検討事項の1番目の方で、河川整備計画案の策定時に河川管理者が行うべき、いわゆる河川法16条の2によって設けられた公聴会の開催と関係住民の意見を反映させるための必要な措置についての具体的提言、これをやらなくてはいけないわけです。

提言でも一応触れているのですけれども、これは羅列をしてあるだけで、具体的な提言にはなっていないわけです。3月には追加版を出して補充するというのを既に委員会の方に報告をしておられるので、至急に検討しなくてはならないだろうと思います。

住民参加について具体的に実施する場合の方法というのは、いろいろ意見は言えるのですが、現実的に可能であるかどうかという点を考えれば、手法としては多くはないわけです。特に今まで日本ではあまり具体的にやってないということがあります。

この部会として検討するにおいて、山村委員もご専門でおられますけれども、やはり考え得るいろいろなパターン、手法というものをまずは情報収集しなければいけないと思います。それを委員全員共通のものにした上で、河川整備計画案の策定に使い得るような手法があるかという検討をやっていかないといけないのではないかと思います。具体的な手法というものを考えるためにとにかく情報収集をして、その中で取り得る具体的な、現実的に可能な方法を選択していかなければいけないだろうと思います。そういう作業をできればなるべく早くする必要がありますので、そういう情報をなるべくたくさん出して頂きたいと思います。

私も以前弁護士会の関係の資料をお出ししましたが、新しい手法もいろいろ提言をしているところもあるのです。今まで触れていませんけれども、第三者的な機関がこの住民参加の手续をずっと主催してやるという方法も、例えばイギリスでやっています。具体的な方法というのは、いろいろ考えられると思うのですが、そのメリット、デメリットを検討できるような準備を早くやったらどうかというのが私の提案なのです。

それから、もう1つの河川整備計画の中身としての住民参加といいますが、住民がどのような役割を分担できるのか、どのような役割を担うのかという部分ですよ。これは、今先ほど言いました1番目とは非常に異質な問題です。これもやはり大事な部分ですが、大分性格が違うものですから、大きく分ければ2つのテーマがあると思います。これをこの部会としてどのように委員全員が分担をして、そして時間的にどちらを先にやっていくのか、並行してやっていくのかとか、そういうところをできれば今日決めたらどうかと思います。

三田村部会長

ありがとうございました。他にありますか。

今のご意見は、サブ組織とも関係するのですけれども、1つ目の宿題の部分は、私が3月

をめぐると言いましたけれども、3月の完成は難しいだろうなという感触を持っております。できたら4月以降のできるだけ早い時期には提出しなければならないと思っています。

そう思っておりますが、それを実際に動かす作業をするサブグループのようなものをつくらないことにはどうにもなりませんので、できたら、少人数で作業をやって頂いてから部会に提示して頂いて委員会に、ということになるかと思います。

他に何かご意見はありませんでしょうか。

川上委員

住民参加や意見聴取、或いは連携、パートナーシップ等に関して、やはり日本で先進地域というのは関東であると思えます。

私も全国水環境交流会というネットワークに参加しておりますけれども、今から40年くらい前から特に多摩川流域を中心として、河川での環境保全、親水活動等が多摩川から活動が始まったと言っても過言ではないと思えます。

私自身が住民であり、また市民活動をやりながら、お恥ずかしい話ですが、住民参加というのがどうあるべきかは、いまだに模索をしているような状況でありまして、皆さまの前でえらそうに言えるだけの実績もありませんし、また知恵もありません。どうあるべきかということは、かねてからいろいろと私も悩んでおりまして、いろいろ資料を集めております。

その中で、最近傑出した資料が入手できました。これは、関東で水環境の関心の市民活動をやりながら、大手のコンサルタント担当会社に勤めておられて、一念発起して大学院で住民参加とか連携を研究しようということで、ある大学の博士課程に入られてまとめられた博士論文なのです。タイトルが「水環境保全における流域住民の参加と連携に関する研究」ということで、我々がこのワーキンググループにおいて、今までさんざん議論してきたことも含めてさらに深く広い検討がここでなされております。

これはご本人の了解を得てからの話ですが、大変よい資料ということで、皆さまと情報共有できるように庶務に預けて配付して頂くということを提案したいと思えます。

それから土木学会等におきまして、合意形成を盛んに議論しておりまして、そういう部会もできているようであります。そういうところの資料もありますので、私の方から情報提供ということで提供させていただきます。

三田村部会長

ありがとうございました。学位論文に関しては、公表されておりますので、多分ご本人の了解は要らないと思えますけれども、是非参考にさせて頂きたいと思えます。

荻野委員

委員会の進め方に関連するかと思うのですが、2つあるかと思います。1つは、検討事

項に書いて頂いてありますように、河川整備計画策定時における河川管理者の行う住民意見聴取・反映、これをどのようにやっていくかということです。河川管理者は既に説明会をやっていらっしゃいます。しかしながら、参加者が比較的少ないという感じを受けます。

それから、委員会や部会で住民の皆さまの意見を聴くわけですが、この意見の聴き方をもう少し改善、改良をしないといけないと思います。要するに、河川整備計画に提言と住民の意見をどのように反映するかということが1つと、河川整備計画ができていよいよ事業が推進される段階において、河川管理者と住民との関係をどのように構築するか、即ち「住民参加」をどのような形で形成するかということになるかだと思います。住民参加ということと意見聴取・反映ということとは、2つ違った問題であろうかと思います。

三田村部会長

そのように認識しております。1つめについては、宿題だということですが、それもあまり焦るのもよろしくはないとは思っているのです。例えば、琵琶湖部会でも住民意見聴取の試行としてやりつつあります。4月にも計画して下さっている委員の方がいらっしゃいますので、部会や委員会を含めて、いろいろなパターンでやって頂けば、これはいけるぞという方法が出てくる可能性があります。そういう意味では、あまり急いでまとめない方がよろしいのでしょうけれども、宿題は宿題ですので、その都度バージョンアップして追加していくということで、まず提言作成のための作業をして頂くグループをつくった方がよろしいと思っております。

もし、それをお許し頂けるのであれば、宿題に取り組む作業グループ、或いはそこで少し余裕が出てくるようでしたら、直ちにもう一方の方も考えるグループをつくった方がよろしいのかもしれない。

塚本委員

私が先ほど申したのも、早急ではなくて、どういう住民の人たちがより参加すれば、その実態が浮かび上がるかということとをどのようにつくっていったらよいかということです。

もう1つ、川上委員の言われたことの中で怖いのは、研究者が出した場合、その実態は変わっているというような状況なのです。総合学習もそうですし、今本当に起こってきていることの中を皆さまと共有して知っていかないと、時々刻々と変わるものがあります。まだまだいろいろ形成されていくものもあります。そういうものを踏まえて住民参加というのは、ある意味では認識していきながらやっていくのが1つは大事ではないかなと思います。川上委員が言われたような、そういうものを1つのベースにしながらやっていくというのは、手法としては必要だとは思いますが。

三田村部会長

実際に現場に入って、真の意見を酌み取ることができるようシステムをつくって頂くのが大事なのですけれども、時間的にそうはすぐにまいらないと思いますので、アイデアを出

して頂きながらよりよいものにしていく、そういう作業をしていかなければならないと思っております。

山村委員

先ほどの寺田委員の考え方に賛成なのです。具体的に言いますと、参考資料1の8ページを見て頂きたいと思います。

住民参加と一括して議論されているのですけれども、私も今まで研究してきたのでは、やはりいろいろな形の住民参加がありまして、寺田委員が言われたように、それによって住民参加の中身の性格が違ってくると言えます。例えば、ここに関係住民として書かれている中に、関心層とか無関心層、利害関係者、市民団体・地域組織、有識者が入っているわけですが、グループごとの参加の性格というのは当然違ってくると思います。それが前提なのです。

極端に言えば、例えば無関心層に対する場合の参加と、例えば狭窄部で水に浸かって被害を受けるという人から参加してもらう時の内容というのは当然違っております。私の場合は権利防衛参加と呼んでいるのですけれども、それと情報提供参加とは内容が違ってきます。それから、判断形成参加と呼んでおりますけれども、それは先ほど寺田委員が言われたように、イギリスにおけるインクワイアリーというのがありまして、そこでは必ずファシリテーターという取り仕切る人がおります。ですから、河川管理者が聴く時にも、河川管理者と住民というのではなしに、クッションを置いてファシリテーターが司会をして、住民に対して意見を聞いて、それに対して今日の会のように河川管理者はこの点はどう考えられますかと聞く、或いは、争点がずれてきた場合にはちゃんと戻していくというような役目を果たします。

そういう手法は、参加する人の種類によって皆違ってくるのです。ですから、参加の内容をまず類型ごとに分けて、それぞれごとに参加の手法というものを整理していく必要があると思います。

例えば、環境影響評価法では、住民参加の規定がありまして、説明会と公聴会とは分けているわけなのです。先ほどの委員会でも、説明でなくてもっと意見を聴いて欲しいというご意見があったのですけれども、説明会とそういう意見を聴く会とは別の性格なので、それをはっきり分けておいた方がよいのです。ですから、理念といろいろな手法との関係をきちっと整理して、しかも意見を聴く相手ごとにそれを整理しなければならないと思います。

もう1つは、集まった意見をどう整理するかという問題です。例えば狭窄部の問題で、上流部の意見と下流部の意見が対立する場合があります。その時に、問題をどのように整理して判断するのかというのが価値判断を伴うわけなのですけれども、その点については評価手法というのが開発されております。評価を行う専門家が要るわけですから、集まってきたいろいろなご要望やご意見をそのまま河川管理者に持っていっても、河川管理者は矛盾するものをどう判断してよいかわからないということになります。集まったご意見をどう集約して評価するか、その辺についてはもちろんいろいろなご意見を聴いて、河川管理者に

まとめてこちらの意見を言うクッションが必要ではないかと思っています。

川上委員

利害相反する双方の立場の人たちをどのように合意形成をしていくかという中で、やはりファシリテーターとかコーディネーターという役割の人やグループ、こういう立場が多分必要になると思いますけれども、その背景になるのはやはり信頼と安心ではないかと思っています。

この信頼と安心の形成ということは、住民参加とか合意形成ということにとって基礎になるものなのですけれども、これは殆ど、心理学の分野だということなのです。住民の信頼を得るためにはやはり、例えばコーディネーターなりファシリテーターになる人の能力とか人間性とかいうものがベースになると思います。

松本委員

住民参加については非常に多面的な内容が含まれています。既に住民説明会は開かれています。その説明会に私自身が参加した上で、やはりもうちょっと何とかした方がよいのではないかと思ったわけです。これからスケジュールがありましたようにどんどん行われるわけです。ですから、優先順位として、これが意見聴取になるのか、これは一方的な説明でよいのか、山村委員がおっしゃったどちらに位置付けられているのかというのは、私自身は少しわからないところがあるのですけれども、それについて議論した方が時間系列としてはよいのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

三田村部会長

そうですね、それも非常に大事ですね。片方では動いておりますので、よりよい住民説明会をする意味でも何かご意見を出して頂いて、ここで河川管理者の方に言って頂いた方がよいのかもしれない。

米山委員

先ほど細川委員が一言触れられましたけども、非常に形式的な集まりで、あまりこちらが言いたいことが言えなかったというご不満を表明されていました。率直に言って私は、日程がずっと組まれていて、お役所の仕事としてはそのノルマを消化しなくてはいけない、やらなくてははいけないということがあるのだと思います。相手の人にわかるように話をするという工夫をして頂ければと思います。私は提言も中学生に読めるように書いたらよいでしょうと申し上げたのです。それから、今度の新聞に載っている記事でもまだ難しいのです。一般の人が記事を見て、ちゃんと行を追って読むかと思ったら読まないと思います。

ですから、その辺りのことは、PR の手段を工夫するということも含めて考えなければいけない問題ではないかなと思います。要するに、聞いている人たちにわかるような言い方で話をするという、非常に単純なことですけども、どうしても上意下達というスタイルになっ

てしまう心配があるのではないかと思います。

ですから、現実に今どんどん進行しているわけですが、「河川整備計画策定にあたり、河川管理者が行っている意見聴取・反映についての助言」という部分を少しずつでもよりよいものにして頂けたらよいのではないかと思います。

山本委員（他部会委員）

今のご意見に関してちょっと申し上げたいことがあるのです。私は一般住民として、よくわからないことは、わからないから説明して下さいということをよく河川管理者の方に出しているのです。もっとわかりやすい説明にかえて欲しいといった要望も庶務の方に出しております。それで、その通り努力してやって頂いていると思います。

今回、例えば先ほどの委員会で申し上げた、河川管理者からの提供資料についての私の質問というのも、随分と的外れなこととか初歩的な質問というのもあったと思いますけれども、それに対してとても丁寧に、ビジュアルにわかりやすい形で回答して下さいそうですね。その親切さが一般の方に対する質問とか要望にもあれば、こんなに意思の疎通に難しさを感じるということはないと思います。

ですから、手間暇がかかりますし、1つ1つの意見というものを分類してマニュアル化してしまって答えを送るみたいなことをしない親切さ、しんどいところを、苦勞をいとわずに時間をかけてやって下さるといふところにあらわれていると思います。例えば、それが自分の質問に対する直接的な答えではなかったとしても、それが信頼や安心、相手に対する誠実さを感じることができるところにつながると思います。ですから、100%満足のいく、自分の要望が通る通らないというレベルではないところで親切さみたいなものは必要かなと思います。

今回、住民から意見聴取をしたのを、この間ご意見をまとめました。それに対する委員会からのコメントをつけようということで分類されていましたが、ちょっと無理がある分類もあったと思います。これとこれとに対して、全部一緒にしてこの答えでよいのだろうかというようなのもあったと思いますが、皆さまいかがですか。私は質問とか意見を出した人はこの答えで満足するのだろうかというのは思ったのです。出してこられたご意見の数というもの何百という数ですので、やむを得ない手法かなと思いますけれども、親切さと時間のかけ方、手間のかけ方ということに今後かかっているのではないかとはいっているのです。

三田村部会長

少し交通整理がまずくて、3つほど検討事項が出てきたような気がいたします。

庶務にお尋ねしたいのですが、住民参加部会以外の委員の方が議論に加わることは差し支えないのですか。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

本日参加頂いている委員に関しては傍聴ではなく参加ということですので、議論の中に参加して頂くのは一向に差し支えないということです。

三田村部会長

1つは宿題の部分、1つは具体的な後での部分と申しますか、それも並行してやっていかなければならないものです。それともう1つは、今、河川管理者の方で進めていって下さっている説明会の進め方に対する助言の3つあるように思います。時間的な関係もありますので、1つ目の宿題の部分作業するグループをここでまず決着をつけたいと思います。

よろしければ提案させて頂きます。ワーキンググループがありましたので、取り敢えずそこで宿題を完成して頂くというのでよろしいですか。本当はワーキンググループはもう解散しているのだらうと思いますけれども、できるだけ早くお願いするということで、そのまめ役を嘉田部会長代理にお願いできますか。

嘉田部会長代理

宿題のワーキンググループですね。具体的にはどなたが入られておりましたでしょうか、今ここに。川上委員、塚本委員、山村委員、村上委員。私も3月は水フォーラムがありまして、実は1日も余裕がないのです。いつくらいまでにどうしましょうか。

三田村部会長

できるだけ早くというのでよろしいかと思えます。

嘉田部会長代理

どなたか具体的に今のメンバーの方でやって頂ける方はいらっしゃいますか。

塚本委員

推薦もよいのでしょうか。村上委員か山村委員にお願いできたらなと思います。

山村委員

私は川上委員がよいと思います。

塚本委員

そうですね、川上委員が適任かもしれません。

嘉田部会長代理

川上委員は宿題の部会にちゃんと出てらして、私は出てないことが多かったので、出てら

してその流れがわかる方にここで責任を持って頂くのが一番よろしいと思います。そういう意味では、川上委員にお願いしたいのですが、いかがでしょうか。では、川上委員でお願いしたいと思います。

川上委員

ご期待に沿えるかどうかわかりませんが、がんばります。

嘉田部会長代理

お願いいたします。

三田村部会長

よろしくお願いいたします。

では、その部分は決着しつつありますので他の部分の議論に戻したいと思います。

本多委員

ちょっと今のことで質問させて頂いてよろしいでしょうか。

私は、ワーキンググループに属していなかったので宿題のことが少しわからないというので、それを聞かせて頂きたいということが1つです。それから今、宿題をやるためのワーキンググループという話がありましたけども、それは住民参加部会だけに所属している元一般意見聴取ワーキンググループのメンバーということなのですか。それとも、ここの部会にはもう所属しないで他の部会へ行かれているワーキンググループのメンバーもいらっしゃると思います。また、私たちが新たに加われるのかどうかということも含めてお聞かせ頂けたらと思います。

川上委員

私の考えを申し上げますけども、この住民参加部会にいらっしゃる元ワーキンググループの方々を核にいたしまして、このワーキンググループもオープンで、委員の方はどなたでも会議に参加をして意見を言って頂けるとしたいと思いますけどもいかがでしょうか。

三田村部会長

よろしいですか、その件に関しては、手続上矛盾のないようにやって頂ければと思います。内容もご説明頂けますか。

米山委員

2 ページの上の「2003.01.17 河川管理者の提言」というところで、4-7、8、9 と書いていますね。これが内容だと思います。7は「関係団体、自治体、他省庁との連携」、8は「住

民参加のあり方」9は「淀川河川整備計画策定・推進にあたって河川管理者が行うべき住民との関係構築」と、この3つが保留になっていたわけですね。ですから、そのところを何とかするということですね。川上委員、それでよいですかね。

三田村部会長

私の認識では、今日配って頂きました参考資料1というのがあります。これを提言する時に、ここからある一部を抜き出して提言の4-7、8、9といたしました。これはある意味で理念のようなもので、実際に具体的な提案というのができてないのです。具体的な提案の仕方が宿題になっております。

一番簡単なのは、この参考資料1の余っている部分といいますか、それをまとめて頂くのが大事なのですが、話の筋としてはそうもいかないでしょうから、7、8、9の一部を取り込んだ形で、さらにバージョンアップということになるかと、私はそのように理解しているのです。

米山委員

確認ですが、参考資料というのは資料3-1の後ろの参考資料ということですか。ちょっと正確でないですか。

庶務(三菱総合研究所 新田)

米山委員のおっしゃっているのは、先ほどの委員会の資料3-1の20ページ以降ということですか。こちらの方は住民参加部会の参考資料1の中から抜粋をさせて頂いたものです。全貌が参考資料1となっています。その中の一部を、委員会の中で資料3-1の20ページ以降につけているという関係です。

ですので、全部か一部かという違いはありますが、三田村委員がおっしゃった参考資料1を充実させるということは、米山委員がおっしゃったことはほぼイコールということです。

三田村部会長

ワーキンググループ以外の方でも参加できるとおっしゃったのですが、私も差し支えないと思います。それは川上委員がご判断して下さいと思います。もし加わりたいという委員がいらっしゃいましたら手を挙げて頂いた方がよいと思います。

松本委員

質問なのですが、庶務の方でおわかりだったら答えて頂けたらと思います。

資料1の2ページの「(2)今後の検討課題」に丸が3つありますよね。丸の1つ目が今言われた宿題の部分ということですね。ですから、この(2)の1番目の、「河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取反映方法についての具体的提案」というのが

その宿題の部分と受け止めてよいのですね。

国土交通省の住民説明会については2番目のことだと思います。策定にあたって河川管理者が行っている意見聴取というのが今されていることで、それについての助言というのがこの2番目にあたっていると思います。

宿題、懸案がずっと続いているものが1番目で、今そのサブグループは1番目のことを決めておられるということに間違いはないですね。

塚本委員

川上委員に受け持って頂くのはこの参考資料1のことですか。

三田村部会長

そうです。これを台本にして頂いてということです。

塚本委員

実は住民参加という場合、物事が動くということを入れますと、かなりこれは危ないところがあります。そこは検討が必要だと思います。

例えば河川レンジャーといっても、そこで決めてしまったら後が動かないのです。それから、例えば住民という言葉も、これを入れてしまうと、逆に我々が今まで行政の方たちと、いろいろな他の行政もありますけど、非常にたくみにそのままやっていくというものもあるのですよ。ですから、何故住民参加だということは物事が動いていくという意味が、先ほども申しましたように、どんどん変化が起こっているということも含めてやらないと、実はこれで固定してしまうと後が非常にやりにくいという問題もこの中には入っております。

三田村部会長

おっしゃる通りです。これはあくまで、台本、とっかかりと言った方がよろしいかもしれませんが。従いまして、4-9 というのにご苦労なさったのだらうと思いますけども、そこが出てきたのだらうと思いますね、前の提言でも。そのようにできるだけ花を咲かせるようなものとして国土交通省の方に提言して頂ければよいと思います。

寺田委員

目次を見られたらわかるのです。参考資料1は、宿題と言っている以外の部分も全部入っているのです。ですから、私が先ほど申し上げた2つのうちの1つというのは、参考資料の1ページの目次で言えば3-2なのです。計画策定時においてどのような公聴会の開催とか意見の反映方法をとるべきかという具体的提言をなるべく早くしなくてはいけないということです。

それから、現在河川管理者の方が説明会をやっておられることについて、特別にあれこれ

言う必要はないと思います。これは河川管理者の方がまだこの原案の原案をつくる過程において、いろいろな関係者の方から意見を聴く前提として説明をされているに過ぎないわけであって、流域委員会として、住民意見の聴取の方法として具体的な提言を行えば、それを取り込んで、河川整備計画案を策定する段階でどのような住民意見聴取をやるかということとはまた具体的にお考えになるわけです。ですから、現在行われている説明会に対して意見を言う必要はないと思います。

むしろそれよりは、法が求めている意見聴取、意見反映方法についての具体的な提言をなるべく早く行うべきだと思います。これは別に3月でなくてもよいのですが、あまり遅くなるといけないわけで、遅くとも4月には出さないと河川管理者の方が実行できなくなるわけです。ですから、この作業をやはり早くやるべきだということが1つです。

それから、もう1つ、杓子定規なことを言うつもりはないのですが、今日の委員会でもワーキンググループの活動は一時的に中止すると明言されたわけです。従って、宿題としての検討を旧ワーキングメンバーでされることはよいのですが、これはあくまでも、組織的にはこの住民参加部会として行うということです。その中で、先ほどの旧一般意見聴取ワーキンググループの方々が中心になって作業を行って頂いて、その検討結果をこの部会にお出し頂いて、それで皆さまの意見をやりましょうということで、その検討過程において、この部会以外の旧一般意見聴取ワーキンググループの他の委員の方が加わられることには別に私も全く問題ないと思います。検討はあくまでもこの部会としてやるのだということで、その辺はきちっとされた方がよいと思います。

三田村部会長

私もそのように理解しております。手続上のこともありますが、今おっしゃったようにソフトな部分が提言の中に抜けているということです。それは早くやらないと、先ほどこのようにやって頂きたいということが反映されないということにもなりますので、早くやって頂きたいと思います。

ただ、今河川管理者が説明会をやってらっしゃることに、これはこうした方がよいのではないのでしょうかと助言されてもよいのだらうと思います。

松本委員

先ほどおっしゃった前半部分について、今後の課題の2つ目はまさにそれをやってくれと出ているのではないのかなと思います。「河川整備計画策定にあたり、河川管理者が行っている意見聴取・反映についての助言」というのはそのことではないのですか。寺田委員がおっしゃったのは助言は要らないということなのですか。

寺田委員

私は必要ないと思っています。ただ、三田村部会長がおっしゃったように、助言をするこ

とは何も差し支えないと思います。もちろん、それを河川管理者がどう受け止められるかは別問題です。今、第一義的にやらなければいけないことは宿題の方だということを私は申し上げただけです。

三田村部会長

時間も迫っていますので整理させていただきます。

2 ページの(2)今後の検討課題の1つ目は片づいたと思ってよろしいですか。旧ワーキンググループの方に、手続的にはこの部会の中のということになりますが、そこでまず立ち上げて頂いて組織をつくって頂いて、それでこの部会で結構ですから、ご報告頂いて、それをまた委員会にということになろうかと思います。1つ目はそういう決着でよろしいですか。

2つ目、3つ目がまだここで話題交換をしてないのですけれども時間が迫っていますので、庶務、3番目、4番目にはどれくらいかかりますか。

庶務(三菱総合研究所 新田)

3番目というのは議事次第の3番目ですか。30分くらいを当初は予定しておりましたが、今の議論が続いているようですので、その辺は柔軟に対応して頂ければと思います。

三田村部会長

この審議の3番目は「(2)今後の検討課題」の2番目とは少し重なりますか。重なるようでしたら少し長引かせたいと思います。

庶務(三菱総合研究所 新田)

私どもが用意した審議項目の3番目というのは、先ほど寺田委員が話題にされている、河川管理者が行っている説明会についてアドバイスなりをするという意味合いで3番目は挙げさせて頂いておりますので、それが不要でないということであれば、部会の皆さまで合意をして頂ければここは飛ばせるということです。4番目は時間があればというか、説明資料(第1稿)の意見交換の第一歩目として取り組んで頂ければということで4つ目を書かせて頂いているということです。

村上委員

ちょっとだけ確認させて下さい。宿題でつくると言った部分に関しては、先ほど寺田委員が3-2のことなのではないかとおっしゃっているのが私は聞こえたのですが、この参考資料1を全部まとめて出すということなのか、今おっしゃっていた3-2の部分のことだけ出すことなのか、そこだけ確認したいのです。

私は3-2の部分だけをきっちり書いて出すということなのかと思っていたのですが、違うのですか。つまり、今これから議論に入ろうとしていることは恐らく3-3の部分をしよ

うとしているのでしょから、早く出さなければいけないのは3-2の部分なのだろうなと
思っているんで、そこだけきっちり仕上げて出した方がよいのではないかと私は思っている
のです。そのコンセンサスだけお願いしたいと思います。

三田村部会長

私の理解では、河川管理者への提言で4-7、8、9というのを理念として提出いたしました
ところ、そこには具体的なソフト部分が抜けております。それが河川管理者としては
非常に大事な部分だろうと思いますので、それを、宿題という形をとりましたけども添付す
るということになっております。

従いまして、この参考資料1の残った部分という表現もいたしましたが、本来はそうでは
ありません。これをきっかけにソフト部分を提言して頂きたいということです。

よろしいですか。時間がありませんので次に進みますが、また戻ってもよろしいかと思
います。

先ほど庶務の方のお話にもありましたように、「(2)今後の検討課題」の2つ目は3番目
に非常に密接に関わりますので、議論を待って頂きたいと思います。

「(2)今後の検討課題」の3つ目で何かありますか。要するに、河川管理者の説明資料(第
1稿)には住民参加の部分が独立して書かれていませんから、あちこちにばらついておりま
す。それで全体を見渡して頂いて、何かご意見、或いはチェックして頂ければと思います。
ご意見はありますか。その作業は個々の委員方がやって頂ければよいのです。

嘉田部会長代理

具体的に、原案についての意見書について確認をしておく必要はないでしょうか。どうも
皆がイメージしている資料がそれぞれに違うおそれがあります。

庶務(三菱総合研究所 新田)

原案についての意見書はまさにこれからつくられるということです。皆さまのお手元の資
料ですが、3つ目というのはこの河川管理者の説明資料関連ファイルというのがあります。
その中にA4横で書かれています説明資料(第1稿)の中のいわゆる住民参加の部分につ
いてご議論頂くということです。それを意見書のような形で今後まとめて頂くというの
が3番目についての内容です。従いまして、意見書は、これからつくっていくものだとい
うことです。

嘉田部会長代理

確認ですが、12月11日付でいわゆる「河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」
というのがあります。その第1稿の中で、住民参加に関わる場所の中身を検討す
るということですね。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

はい、そうです。

三田村部会長

個別的なことは多分今は無理だろうと思いますので、全体的にどのような視点で検討すべきか、或いはチェックすべきか、ご意見もありましたら頂きたいと思います。

山村委員

先ほど聞いた説明資料 (第1稿) の基本的な考え方のところには具体的に、例えば13ページのところを見ますと、「(2) 河川毎の施設整備内容」というのがありまして、流域ごとに整備内容を書かれております。そうしますと、この具体的な河川ごとの施設の整備内容で、流域ごとに、或いはその流域の中でも、先ほどから出ています狭窄部の問題とか、実際に現にダムの上り途中のところとかがあるわけですから、その個別のプロジェクトについてどういう住民参加のあり方があるのかということ提言することになるのではないかと思うわけです。

嘉田部会長代理

そのように理解いたしますと、今日出して頂いている中の右のページに、「各部会の主な検討内容と河川整備計画策定にむけての説明資料 (第1稿) との関連」とありますが、その一番右の「住民参加」というところで今山村委員の意見が対応していると理解してよろしいでしょうか。

山村委員

その前に、ちょっとこれは聞き忘れたのですが、表にある という意味がどういう意味かちょっと説明して欲しいと思います。

嘉田部会長代理

と です。凡例がないのですが、庶務の方で説明して頂けますか。この今日の資料1の3ページに表があるのですが、この と はどう違うのですか。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

ちょっと厳密な意味での ではないのですが、 が第一義的に検討すべき項目であろうというものです。 というのは、他の部会との兼ね合いを踏まえながら検討していくべき事項かなということにつけさせて頂いております。それくらいの意味の違いです。

もちろんそれぞれの部会で議論すべき事項もありますので、そういう意味で、 というの

が主担当、 というのはお互いの関係を踏まえながら検討していくべき事項というような分け方です。厳密なものではないのでわかりにくいかと思いますが、そういう趣旨の分け方です。

嘉田部会長代理

ただこのマトリックスを、ある程度見通しを立てないと役割分担ができませんね。ですから、「4.1/5.1 計画策定・推進」のところは本命のところですから、義務項目としてやらなければいけませんということです。しかし、「河川環境」「治水・防災」「利水」「利用」「ダム」というところも、それぞれの項目に関わって住民参加ということが出てくるので、という考え方でよろしいですね。

ですから、ここで議論して頂きたいのは、各委員をこの表に割り当てて、例えば治水・防災と住民参加が関わる人がいるかどうか、利水と住民参加、利用と住民参加、ダムと住民参加、ここで決めて役割分担ということになるのでしょうか。

川上委員

つまり総論と各論ということですか。

嘉田部会長代理

計画策定推進というのを総論だとすれば、それに対して、確かに各論ということです。全の を行うとすると、仕事はそれだけ増えます。例えば利水と住民参加は要らないとか、利用と住民参加は要らないとか、治水防災と住民参加は要らないというような判断ができるのでしたら、ここで を減らすことは可能です。

村上委員

具体的なことに関して議論をしないと、何をどうするのかということになると思います。河川法には住民の意見聴取を反映するということが書かれているので、こういうワーキンググループはもちろんあるわけです。

従って、計画段階、策定のことに関して、住民参加にももちろん議論の重点が置かれるわけですが、今までの議論、或いは今回の素案、参考資料1で出しているものの中でも、結局、住民が主体でやらなければいけないということは、今まで議論してきたわけです。計画をつくり、事業をして評価をするということを、住民のものにしていかなければいけないねということは話になっているわけです。それを具体的にどうすればよいのかということが、実はあまり議論できてきておりません。

参考資料1をつくるにあたって、執筆分担をしてある程度書きましたけれども、お互い意見をぶつけ合っということがなかなかできなかったと思います。それは具体的な事例というのがあまりなかった、情報収集もできなかったというのもあって、できていません。

私も、どうしたらよいのかと言われると、答えを持ってないわけです。私が実際、自分の霞ヶ浦の事業でやっていること等を通じて感じているのは、例えば住民といった時に、住民十把一からげではなくて、そこに立地している企業、学校、そういったものを有機的にどうやって使ってというか、そういうのをどうやってお互い組み合わせるのかということが、本当は一番議論しなくてはいけないと思っています。但し、それをここで議論して案をつくって回せるかといったら、私は結構難しいなと思っているのです。そういうのは喫茶店で話をした方が、話が進むような気がします。

但し、治水であったり、利水であったり、それは皆さまがしなくてはいけないことであって、今まで税金を出して河川管理者にやって頂いたものを、どうやって変えていけるのかということの可能性の議論をしておいた方がよいと思います。今、嘉田委員がおっしゃって下さったように、やはり担当者を決めて考えてみるということは、した方がよいのではないかと思います。

それと、具体的な事例を河川管理者が今までしてこられた中で、治水に関してこういう住民参加の事例があった、利水に関してはこういうことをしたけど、うまいこといったとかいなくなつたなどについて、河川管理者からも出して頂いて、委員からも持っている情報があれば出し合つてということ、是非ここでやりたいと思います。手間のかかる作業なのですが、そこまでできたら、よいのではないかとというのが私の思いなのです。

畑委員

やはり具体的な事業等への意見から入っていった方が、方法論としてはうまくいくのではないかと思います。普遍的なものができるかどうかわかりませんが、そういう一般的なものを生み出す前に、個別の、それぞれの委員が関心を持っておられる、事業とかテーマの部分かと思いますが、こういうところにそれぞれ所属されて、そこで具体的な住民参加方法を検討してはいかがでしょうか。住民参加と、さらにそれをもとにしてどのように事業を実現するといえますか、事業の質のレベルアップをしていくかということの方を重視しておりますけれども、そういうことが具体例をもとにして検討されていくのではないかと思います。

嘉田部会長代理

関連してご意見はありますか。

具体的には、地名まで出てきて、ここではこうやりますということが、説明資料(第1稿)として出ているわけですから、先ほど村上委員がおっしゃって下さいましたように、イメージが描きやすいですし、そこに対して今までの歴史的経緯であるとか、いろいろ河川管理者の方も意見或いは経験を持ってらっしゃるでしょう。具体的に利害関係者はこのケースだったらどういうことなのか、或いは、一般住民というのは、このケースだったらどういうことなのかということで、少し一歩進めて議論ができるような気はいたします。

山村委員

先ほどのマトリックスですけれども、やはり の個別的な部分も提言する必要があると思います。

例えば河川環境と住民参加という場合には、河川環境部会に入っている人がそれは担当するという方法が考えられます。住民参加部会と河川環境・利用部会を兼ねている者がいるわけですから、そういう人は必ずそれを担当してもらい、この委員で利水部会に入っている人は、そこの分は担当してもらいとしたら、両方の部会に出るわけですから、当然、それが合理的ではないかと思います。

塚本委員

この場合、それぞれのテーマがあって分ける時に議論もされたと思いますけども、実は、関心のあるものに対してちゃんと参加して、議論できますということになっているわけですね。ですから、それぞれのテーマ別にちゃんと両方は出ますね、それに対して関心を持つというのでよいのではないですか。それを一々形にしてしまうと、また大変だと思いますよ。

住民参加というのは全部入っていますからね、ある意味で。ですから、それに関心があられる環境の方、或いは治水の方は、その都度参加されて検討すればよいのではないですか。

嘉田部会長代理

今の意見は、逆に機械的に振り分けるのではなくて、ここで選ぶということですか。

山村委員

仮に個別項目ごとにやるとしますと、それに対する主として作業をする人、提案を書く人がどうしても要るわけです。その人の場合には、その部会に所属している方がよいということがあります。それからもう1つは、先ほど私が言いましたように、河川環境と住民参加、防災と住民参加、それぞれ中身が違ふと思います。例えば防災の場合ですと、被害を受ける人というのは必ず出てくるわけですから、その人たちに意見を聴くのは、単なる情報提供参加ではないのであって、権利防衛参加として聴かなければいけないということです。

ところが、土地利用になってきますと、意見を聴く対象が非常に幅広くなっていくということですから、それぞれの部会に応じた住民参加の内容というのは違ってくるといふ面からは、先ほど言ったようなことがよいと思います。但し、それは厳密に縛るのではなくて、もうちょっとフレキシブルな形でやるけれども、主担としてはそういう形で、その人たちが具体的にたたき台をつくるという方向でいった方がよいのではないかと思います。

川上委員

もう1つは、説明資料(第1稿)の中に、様々な協議会が河川管理者の方から提案されて

いるのです。例えば「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会」とか「洪水被害ポテンシャル低減方策協議会」、或いは20ページにあります「水難事故防止協議会」とか、こういう様々な仮称の協議会が、ざっと見ると6つか7つくらいあるように思います。こういう協議会には皆さま、住民参加を求めていくというか、してもらっていくわけです。こういう協議会については、多分それぞれの部会でも検討されるのではないかと思います。当然そこには、住民参加のあり方というのは、意識して検討されるのではないかと思います。

それともう1つは、いろいろな参加の仕方があろうかと思えますけれども、こういう協議会を設けるといって自体が、当面、河川管理者が想定していらっしゃる住民参加の具体的なあり方ではないかと思います。ですから、各部会にこれを投げかけるとする方法も、1つあるのではないかと思います。

従って、この住民参加部会は、もっぱら総論に徹するというか、総論の中で各論に触れるのは構わないと思えますけれども、どこに重点を置くかということ、総論に重点を置くという考え方でどうでしょうか。

嘉田部会長代理

その辺り、ご意見どうでしょう。

先ほど村上委員がおっしゃったのは、できるだけ各論で積み上げていこうというご意見だったと思えますけど、今、川上委員の方は総論の方でというご意見です。

荻野委員

住民参加に求められている第1のポイントは、住民と河川管理者の関係をどのようにつくっていくかということであろうかと思えます。それを具体的に計画策定時においてどのような関係をつくるか、計画策定後にどういう関係を構築するかということが、この流域委員会に求められていることであろうかと思えますね。それぞれ個別、具体的なテーマはたくさんあります。そのたくさんあるテーマに住民意見をどのように反映するかということが、この部会に求められた1つの機能だと思えます。

今までは、住民が遠いところであって、河川管理者が川のことを全てやるのだ、即ち行政、或いは官の側が、全てタッチしてきたのですが、そうではなくて、住民も参加しないとうまいこといかないというのが、今の考えだと思えます。

参考資料1の8ページの絵のように、河川管理者と住民との関係を結びつけるインターフェースを構築する中で、具体的にどのようなテーマをどのように議論するかは、そのインターフェースに関わってくるのではないかと思います。

この流域委員会は、河川管理者の関係が濃い状態にあるので、今後は、住民との関係をもっと太くしてゆくことではなかったかと思えます。ですから、利水とかのテーマ別に区切ってしまわずに、住民と河川管理者の関係をどのようにつくっていくかということを頭に置かないと、議論ばかりが多くなって、確かに優等生の答案にはなるのですが、残念ながら、住

民と河川管理者の関係がうまくつくれない結果に終わるのではないかという気がいたします。

寺田委員がおっしゃったように、イギリスではいろいろな手法があるでしょう。例えば官民パートナーシップとか地方分権化、民営化とか、いろいろな形のものがあるわけですから、その中でどのような仕組みを総合的につくったらよいかを考えるのが目的ではなかったかと思いました。

嘉田部会長代理

今のご意見ですと、村上委員は、具体的に分野別に具体的に即して検討しようというのに対し、川上委員の方は、どちらかという総論という意見なのですが、今の荻野委員のご意見はどちらかという総論重視ということなのでしょうか。

荻野委員

総論を書くのは簡単だと思います。しかし、総論だけではやはり駄目で、河川整備計画ができ上がった後、住民と河川管理者の関係をどのようにするかということを書かないと、意味はないのではないかと思います。

各論的に例えばその中に、利水については、治水については、環境についてはと、いろいろな問題が出てくると思います。それは、住民と河川管理者の関係の中で、具体的に議論、討論できるような場をつくることです。どのような場が一番よいかを提言するという事です。具体的に提言しないと意味がないのではないかなと、私は思っているのです。

山村委員

今の荻野委員のご提案は、4-9の宿題の中で具体的に提言されるのではないかと思います。この資料1に、宿題となった4-7から9までがありました。ですから、その4-9のところでは、「河川整備計画策定・推進にあたって河川管理者が行うべき住民との関係構築」、この中で具体的に宿題として、抽象的なことしか言っていないから、もっと具体的なことを提案しようということで、それが宿題ということでした。

もう1つは、先ほどから問題になっております総論か各論かという話なのですが、折衷案もあるのです。折衷案というのは、総論だけするけれども、その中で河川環境における住民参加はこうだとか、利水関係における住民参加はこうだとか、その中でひっくるめて、それを総論として書くという手法もあると思います。

要するに問題は、説明資料(第1稿)を見てもらいますと、総論的なところと河川ごとの各論的なことがあって、それに対応して個別的に住民参加の意見を言うのかということがあります。しかしそうではなくて、総論だけにしてしまうのかということに尽きると思います。ですから、個別の河川ごとにと非常に細かくなり過ぎますから、そうではなしにこの分類に応じて、環境、利水、利用と、それぞれごとについて総論の中で分けて、住民参加の

手法、先ほどからいろいろな問題になっていますことを言うことになるのではないかと思います。

ただ、一般的に言いましても、いろいろなソフトがあるのですけれども、それぞれのソフトは全て共通するとは限らないので、環境にはこのソフトが適応する、利水にはこのソフトがよいとか、そういうのがあるのです。ですから、それを総論の中で言うか、或いは総論と各論に分けて言うかということになるのではないかと思います。ですから、どちらにするかということの方針を決められればよいのではないかと思います。

嘉田部会長代理

今の議論を少し具体的にイメージして頂くために、説明資料(第1稿)を具体的にフォローしていくとすると、例えば河川環境というのは5ページから10ページですね。5ページから10ページには、2.1.1と4.2の河川形状と、5.2の河川形状があり、5.2のところは具体的にモニタリングの実施、横断方向の河川形状、その中には淀川庭窪地区の問題、ワンド・たまり、ヨシ原、水辺移行帯、汽水域干潟・ヨシ原、それから横断方向、ワンド、それから縦断方向と、それぞれ具体的地名を挙げて、ここではこういうことをしますと言っているわけですね。

村上委員の意見はどちらかというと、住民参加として関われるようなところがあれば、具体的に検討できるようなところを幾つか議論していこうという理解でよろしいでしょうか。

村上委員

どちらかといえば、山村委員の意見にかなり近い考えだと思って下されば結構です。

嘉田部会長代理

総論プラス各論の折衷案ということですか。

村上委員

そうですね。各論と総論というか、山村委員がおっしゃったように、それぞれの事業に対して住民の参加の形は違いますから、利害関係者も違います。まず、そういう具体事例に沿って、どういう形でやれるかを考えようということで、その具体的な課題として、今出ているものを扱えばよいのではないかと考えています。

塚本委員

総論、各論と言われますけど、総論がわからずに各論はできないです。各論がわからずに総論はできないのです。というのは、総論と各論はつながっていますよね。その認識をどう持っていくかということだと思います。

ダムということに対して、やめるとなった時にどういう状況が生まれてきて、どういうも

のが出てくるのかというのは、これは皆さまのキャリアである程度出してこられると思います。今までの事例もありますよね、全国でいろいろ起こった問題もあります。そういうことも含めながら、どういうやり方だったらこれができるかと検討することができます。それから、村上委員も言われたように、河川管理者はここができなかったよとか、その辺の意見を聴きながら、どうできるかということを考えていくことによって、例えば国の行政だけではなくて、違う行政の部門も必要だとか、ここではこういう人たちが関わらないとできないねというような、そういう状況というのは生み出せると思います。必ず殆どのテーマがその中に入っていると思います。

三田村部会長

今議論になっている部分を聞いておりましたが、どのように進めるべきかというのは、今決めなくてもよいのです。急いでいらっしゃると思いますが、少し置いて頂いて、次に進めたいと思います。

と言いながら、3番目、4番目はもう中身が議論されておりますので、すぐ終わるかと思えます。できるだけ7時半を大きくオーバーしない間に終わりたいと思えますので、よろしく願いいたします。

今後のスケジュールについて、コメント頂けますでしょうか。今の議論も含めまして、個別か総論かということも含めまして、庶務の方でお願いします。

庶務（三菱総合研究所 新田）

4月21日に委員会がありますので、それまでにある程度のとりまとめは必要かと思えます。

各論の部分の事細かいところまで結論が出るかどうかというのはあるかと思えますので、スケジュール的には、積み残した宿題の方を優先させて頂ければと思います。一応、4月21日を1つのめどとして意見をまとめて頂ければと思います。

三田村部会長

4月21日までにまとめるという作業は非常に難しいだろうと思えます。意見をちょうだいするのは結構できるかと思えますけれども、その程度にご勘弁頂きたいと思えます。個別のというよりも、全体を見渡して頂いてという方が、この部会では適切だろうと私は思います。できましたらそういう作業から、それで個別的にも見て頂きたいということで、済ませて頂きたいと思えます。

では、急ぐようで申し訳ありませんが、審議の3番目。

嘉田部会長代理

今、ある程度、役割分担をしておかないと、次の委員会が3月27日です。次の住民部会

というのはいつになるのでしょうか。3月27日ですか。

庶務（三菱総合研究所 新田）

予定しているのは3月27日の委員会の前にということです。

嘉田部会長代理

そうすると、宿題に関しては、川上委員に責任を持って頂いたのですが、で書かれているところの役割分担が必要だと思います。河川環境について、治水・防水について、利水について、利用について、それぞれ意見があるかと思います。確かに、それぞれの分野によって大変違うわけです。一番きついのがダムのところだろうと思いますが、やはり治水・防災も大変きついですし、利用のところも対立する意見が多いです。利水も、農業のようなところになると随分と対立するでしょう。

この役割分担を今日決めておかないと、物が進まないのではないのかと思います。自分は治水・防災で住民参加を考えたい、私は利用について、というように意見を出して頂くようにしたらどうでしょうか。可能ならば、河川管理者の方が出している説明資料（第1稿）の具体的テーマを取り上げながら、その中に各論、総論を入れて頂いてというようなことをしないと、今後、審議が進まないと思います。

少し強引なのですが、どうでしょうか。寺田委員はどうですか。塚本委員も。逆に今、手を上げて頂いてどうでしょうか。ダムと住民参加をやりたい、利用と住民参加をやりたいと希望をきいて分担を決めてはどうでしょうか。

塚本委員

実はどの問題も住民の調整が一番大事なのです。私は治水というのにもうひとつ関心を持っているわけです。治水というテーマは、住民参加では、調整という意味では非常におもしろいと思いますよ。ですから、私はこれに対して参加したいと思います。

嘉田部会長代理（住民参加部会、琵琶湖部会）

ここでお1人ずつ言って頂いてもよいのですが、時間もあるでしょうから、庶務の方でそれぞれの皆さまに、ここの部分をこういう意識で自分は担当したいと、担当できますということ数を数日以内に、今日の議論がまだ鮮明な間に聞いて頂くということでどうでしょうか。そこで、一言、二言でもよいのですが、今の塚本委員のように、熱意を持ってらっしゃる方が一番適切だと思います。少なくとも、どこか1つに入って頂くということでどうでしょうか。

ただ問題は、先ほどの宿題をしてくださる委員の方がダブって入るのかどうかということがあります。川上委員の方のご意見はいかがですか。

山村委員

それで賛成なのですが、例えば、治水・防災ひとつに固まってしまって、利用がないというのは困りますから、やはり第1希望、第2希望を書いておかないといけないと思います。その点もご配慮願いたいと思います。

寺田委員

取り敢えず、次回の部会までに検討してくる役割分担の範囲をそれぞれ決めておいて、そして出して合って皆さまで議論しようということだと思います。

ですから、担当したところを全部やってこいと言ったら、皆さまがどこの部分をやってくるのかがわかりませんから、満遍なく皆さまがどこかの部分を検討してくるようにして、そして漏れないようにして、次回の部会では、その検討結果を出し合って皆さまで議論するというところでどうでしょうか。

嘉田部会長代理

そういうことです。つまり、全員が責任を持つとなると、だれも何もやってこないということになりかねませんので、少なくともその部分のことを、ある程度現場を知っていると、私はこの部分には自信を持って意見が言えるということを持ち寄らないと、後々のところまで意見がまとまっていけないのではないのかというような認識です。

三田村部会長

わかりました。

荻野委員

の各論のところはそういう格好でいくのだらうと思いますが、一番上の の総論のところがあります。

最初に寺田委員が参加手法についての情報収集が必要だとおっしゃいました。どのような参加手法があるかということをもっと知らないといけない、要するに、共通認識をもう少しはっきりしておかなければいけないということであつたらうと思います。それは一番上ののところに入るわけですか。

嘉田部会長代理

独断的な提案なのですが、 のところは全員の共通項目で、 のところは役割分担をしていきたいと思います。

川上委員

3月27日に会議を持って、4月21日に会議と、2回くらいではまとめられません。です

から、ワーキンググループは少なくとも2回くらいは集まってやる必要があると思います。

前に一般意見聴取ワーキンググループのメーリングリストがありました。それを住民参加部会のメーリングリストに庶務の方で切り替えていただいて、メールでやりとりしつつ、なおかつ、コアメンバーは3月27日までの間に会議を2回くらい持つということで、進めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

嘉田部会長代理

具体的にどうでしょうか。時間的にも可能ですか。庶務の方で調整して頂けますか、3月27日までに。つまり、は皆さま関わるとして、のところに意見、それも第1希望、第2希望を出して頂くということですが、可能ですでしょうか。

3月27日までは宿題として各自で考えてきて、研究をしてきて意見を言うということです。

川上委員

宿題の部分は、3月27日にはたたき案のたたき案くらいを出さないと、間に合わないと思います。

嘉田部会長代理

では、それでよろしいですか。宿題のところは2回くらい集まるということをお願いをして、のところは必死に考えてきて頂く。説明資料(第1稿)にある幾つかの事例を、現場を回って調査をして頂くとか、ちょっと見てきて頂いてというようなことがもしあれば、望ましいことです。

山本委員(他部会委員)

聞いていてちょっとよくわからない部分があるのです。

参考資料1の8ページの図の矢印がいろいろあります。更に、先ほどの委員会資料の2-3-1、河川管理者からの資料提供に対する質問への回答というのでも、4ページで、一般住民とか委員会とか、各協議会、管理者の関係について意見を上げて頂き、報告をするとか、それぞれが調整するように、相互に矢印があるのですね。この矢印の中身というのは、例えば住民意見の反映方法について、メディアを使うとか、対面・対話するとか、インターネットを使うと書いてありますけれども、この中身の具体的な手法というのを、ワーキングの方がこれから宿題の部分となるのでしょうか。その部分ははみ出して、皆さまがこれからはるの分担された部分であるのでしょうか。

三田村部会長

今おっしゃったように、具体的提案の部分です。重なると思って頂いたらよいと思います。

既に出してある提言の内容も、もう少し具体的にすることになるかと思えます。

よろしいですか。少し時間がたつてご迷惑をおかけしております。審議の3番目と4番目を一括して進めたいと思えます。既に少し議論が進んでいる部分もあります。特に4番目については、大分進みまして、決着を見つつあります。3番目について何かご意見はありますか。

或いは、庶務の方で少し説明して頂いた方がよろしいのですか。3番目、4番目、2つ一緒にして頂けませんか。

庶務（三菱総合研究所 新田）

3番目の河川管理者による住民説明会につきましては、先ほどの委員会で、こういう形で進めますというようなことを、河川管理者の方から大分ご説明頂いておりますので、それに対して、委員会で言った意見よりもさらに深いものがありましたら、適宜出して頂くということになるかと思えます。

4番目の説明資料（第1稿）に関する意見交換につきましては、質問とかご意見というものが出されておりますので、それに関連して幾つかご議論なさってはいかがかなと考えて、議事次第を出させて頂いております。

三田村部会長

いかがでしょうか。

議題にありますように、意見交換です。

小竹委員

私はもう少し汽水域の領域だけを何もかも含んで下全部が責任をとるようなやり方もあると思えます。今、私は幼稚園から高等学校までの校医をしておりまして、地域の子供と、それから婦人部を全部つかんでいますので、今日明日にもやれと言えば1週間で4、5千人は出てくるわけですね。また、毎月観察会もあります。ただ、私自身、毎朝に近いくらい写真を撮りに行くのですが、朝5時か6時頃の淀川の美しさ、水は抜きにした自然の美しさというのを皆さま方にももう少し見て頂かなければいけないという問題もあるのです。また、この間も何回か申しているのですが、『ザ・淀川』という毎月の機関誌も動かしていますから、これは9万世帯に無料で配布していますので、皆さま方のご意見を私が書けば18万人のところへ行ってしまうのです。しかし、ダム等は関係ないということがあります。真水と塩水のまじる部分では独特の特色があります。長柄大堰のもうちょっと上までなのですが、下をまとめる部分は淀川区役所ともこの間もやりましたし、それから兩岸、左岸・右岸の大阪市の8つの区は区役所を含めて来月相当審議する方向に行きますので、何か結論が出てくるのではないかと思います。

川上委員

住民参加部会の中の河川環境をやって下さるということですね。

小竹委員

はい。汽水域独特の、真水のところの部分です。多分、運動場とか、そういうものの使い勝手等のいろいろな意見が出てくると思います。私は内科・小児科で子供ばかり対象にしておりますが、先ほど川上委員がおっしゃった精神科医的な立場から取り組めると思います。私は先代から80年十三にいますので、すぐ宮本所長の動きやすいような方向にきちんとおります。何も迎合するわけではないですが、非常に堅実に動いて下さる方が大勢おりますので、それで進めていこうかということを考えております。皆さまが先ほどおっしゃった、川を横断的にした出口までということですか。ですから、今の環境庁とか、教育委員会は府も市も、大阪市の方は皆さまの動きの窓口までもうちゃんと人物を指定して動き始めています。

嘉田部会長代理

今のご意見は、河川環境の中の、それこそ汽水域に関わる場所ということなので3月27日までの宿題の中で展開をして頂いたらよろしいのかと思います。まして、ご自分でご経験なさっていらっしゃることはとても深く言って頂けると思いますので、今のお話を是非3月27日に展開して頂くということでしょうか。お願いいたします。

三田村部会長

他にありますか。3番目、4番目に関してはおよそ終わっていると私は認識しております。

今日は初回でもありまして、運営がまずくてご迷惑をおかけしておりますが、少しずつよくなっていくとお考え頂いてご容赦願いたいと思います。

河川管理者が今行っているように住民、或いは自治体に対する説明会に何かよいアイデアがありましたら、個別にご助言頂ければと思います。こういうことをやって頂ければ、或いはこういうところをもう少し配慮して頂ければというのを個別にお願いできればと思いますが、それでよろしいですか。

松本委員

その部分は個別にとおっしゃられたのですが、一昨日説明会に参加しまして、この場でちょっと確認をしておきたいといいますが、お伺いしておきたいと思います。

新しい提言に基づいて説明をされているわけですから、今までと違うところをもっと強調して頂きたいのです。今までの一方的な説明という形のままで、河川整備計画が策定されて、次に再び意見聴取をやりましょうとなっても、またあのパターンかと思って住民の参加が減るのではないかと思いました。そこら辺を姿勢で示して頂くような説明会であって欲しいと思っているのです。河川管理者はこの説明に臨まれるにあたって何を気にして臨

まれているのかと考えてしまいます。何か下手なことを言って失敗したら駄目だということで、ずっと原稿を読まれていたわけです。もちろん、専門用語が使われていて、多分あの場に初めて参加された住民の方はわからなかった部分もあると思います。そこら辺をちょっとお聞かせ頂けたらなと思います。

嘉田部会長代理

松本委員が参加されたのは、2月22日のどこの説明会ですか。

松本委員

池田市の説明会です。

嘉田部会長代理

池田市民会館で2月22日、14時から16時30分、59名が参加をしたというところなのですが、河川管理者の方で何かありますか。その時の場面におられた方でないとこの対話ができないかも知れないのですが、どなたか。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川工事事務所長 上下）

説明資料（第1稿）の説明の内容を猪名川バージョンで説明させてもらったつもりです。ただ、担当者が各ブロック単位で分かれていましたので、棒読みという状況になったのかも知れません。また、これから各団体の方にも説明するというので、私どもの担当者全てがその説明に行けるようにということで棒読みという状況になったかもしれません。内容につきましては、土木用語等は省いたつもりなのですが、改良すべきことは今日賜りましたので、説明等につきましては十分配慮したいと考えております。

松本委員

私が期待していたのは、参加している人が何か発言をすると、そこに集まっている人の中で、ああ、同じ池田市にああいう人がいるのだな、こういう考え方をしている人がいるのだな、河川管理者もいろいろ努力しているのだなというような、単なる意見聴取ではなくて、何か心理的な接近感といいますか、そういう場としてもひとつ大事な意味があるのかなと思います。そういう意味でちょっとがっかりしたなというところがありました。ですから、いろいろ努力されているのはよくわかっているのですけども、もう少し対話の時間を長くさせて頂くのがすごく大事ではないかなという気がいたします。

塚本委員

地域の特性に詳しいということで松本委員は出ておられます。そしたら、河川行政もまだまだ人はこれからなのですよね、いろいろな認識というのは。それともう一つは、要するに

国はずっと難しい言葉でやってきたわけですよ。ですから、これから変わっていくのと同じように簡単な言葉というのはこれからなのです。

嘉田部会長代理

手短かに申し上げます。実は、2月22日、同じ日に宮本所長から子どもたちに川の話をして頂きました。それで、からだ言葉で子供にわかるように発表してもらって、子どもたちにも好評でした。具体的なことの紹介で申し訳ないのですが、やはりそういう河川管理者の中でもからだ言葉で子どもたちにわかる説明は可能なのだろうかというようなことをこれから切磋琢磨して頂いて、そこに逆に松本委員のような方がファシリテーターに入るといような場面ができるとよいのかなと思いました。ちょうどたまたま同じ日に京都で子どもとの対話集会をやっていた経験からちょっとお話をさせて頂きました。

松本委員

よりよくなって頂きたいと思って発言させて頂いたのです。私が参加したのも、ひょっとしたら「こんな提言を決めたやつはだれだ」という声が出た時に何か話を向けられるかなと思って参加させて頂いたのです。ですから、そういうこともあってもよいかなと思っております。その辺の覚悟はして参加いたします。

三田村部会長

申し訳ありませんが、今日はここで打ち切らせて頂いて、一般傍聴者からの意見に移りたいと思います。時間がありませんが、お一方かお二方が頂きたいと思いますが、いかがですか。遅くまで申し訳ありませんでした。よろしいですか。

では、庶務の方、4番目の「その他」をお願いいたします。

庶務（三菱総合研究所 新田）

スケジュールの確認ですが、先ほどの宿題にあたるものにつきましては川上委員を中心に調整をさせて頂きたいと思います。

それと、それぞれの各分野でのご担当というのは、明日、明後日にでも委員の皆さまにご希望をお伺いして、その後、三田村部会長、嘉田部会長代理と調整させて頂くという形で次回3月27日の住民参加部会に向けて活動を進めていきたいと思っております。

庶務からは確認事項は以上です。

三田村部会長

今日はどうもありがとうございました。不慣れでスムーズに進めなかったことをおわびいたします。どうもありがとうございました。

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは、これをもちまして第1回住民参加部会を終わらせて頂きます。どうもありがとうございました。

以上

議事録承認について

第13回運営会議(2002/7/16開催)にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録(案)完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する(確認期間 2週間)。
2. 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
3. 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。